

鈴鹿市告示第150号

鈴鹿市建設工事に係る共同企業体取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年6月24日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市建設工事に係る共同企業体取扱要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成11年鈴鹿市告示第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（<u>経常建設共同企業体の存続期間等</u>） 第7条 略 2 前項の規定にかかわらず、経常建設共同企業体が解散した後においても、施工工事に係る<u>契約不適合等</u>について、各構成員は連帯してその責めを負うものとする。 （<u>特定建設工事共同企業体の存続期間等</u>） 第14条 略 2 前項の規定にかかわらず、請負契約を締結した特定建設工事共同企業体は、解散後もその工事に係る<u>契約不適合等</u>について連帯してその責めを負うものとする。 第2号様式（第4条関係） 略 （<u>解散後の契約不適合責任</u>） 第18条 当企業体が解散した後においても、	（存続期間等） 第7条 略 2 前項の規定にかかわらず、経常建設共同企業体が解散した後においても、施工工事に係る<u>瑕疵等</u>について、各構成員は連帯してその責めを負うものとする。 （存続期間等） 第14条 略 2 前項の規定にかかわらず、請負契約を締結した特定建設工事共同企業体は、解散後もその工事に係る<u>瑕疵等</u>について連帯してその責めを負うものとする。 第2号様式（第4条関係） 略 （<u>解散後の瑕疵担保責任</u>） 第18条 当企業体が解散した後においても、

当該工事につき<u>契約不適合</u>があったときは、各構成員は共同連帯してその責めを負うものとする。 略 第2号様式の2（第12条関係） 略 （解散後の<u>契約不適合責任</u>） 第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき<u>契約不適合</u>があったときは、各構成員は共同連帯してその責めを負うものとする。 略 第4号様式（第8条関係） 略 なお、当共同企業体で施工いたしました工事に係る<u>契約不適合等</u>があった場合は、各構成員が共同連帯してその責めを負います。 略	当該工事につき<u>瑕疵</u>があったときは、各構成員は共同連帯してその責めを負うものとする。 略 第2号様式の2（第12条関係） 略 （解散後の<u>瑕疵担保責任</u>） 第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき<u>瑕疵</u>があったときは、各構成員は共同連帯してその責めを負うものとする。 略 第4号様式（第8条関係） 略 なお、当共同企業体で施工いたしました工事に係る<u>瑕疵等</u>があった場合は、各構成員が共同連帯してその責めを負います。 略
---	---

附 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。